

# 国内法整備急ぐ

## 水俣条約の年内批准目指し

政府は「水銀に関する水俣条約」の年内批准を目指して、国内法整備を急ぐ。その中核となるのが「水銀に関する環境汚染防止法案」（環境・経産両省の兵管）。両省は法案成立を待たずに「水俣条約対応技術的事項検討会」を設置して、政省令策定作業に着手した。5月中を目標に中間取りまとめを行い、今秋中の整備を目指す。また「廃棄物処理法」関連の政策策定作業も今後検討を開始する。

## 廃掃法関連も検討開始へ

政省令の検討について  
は通常、法案の成立後には  
開始するが、今回政府は  
法案の閣議決定も待たず  
に政省令の検討に乗り出  
した。条約発効後に本格  
スタートする各種ガイド  
ライン等の整備に当たつ  
る必要があると判断し  
た。

水俣条約対応技術的事

約発効（今年～来年早期）  
を見込む）後に開く第1  
回締約国会までに条約  
を批准しておく必要があ  
る。そのためには、年内  
中に条約批准に必要な政  
省令の整備を終え批准す  
る必要があると判断し  
た。

項目検討会の検討課題は、  
①製造等禁止の適用除外  
の範囲（実現可能な代  
替製品のないもの）の範  
囲等）②製造等禁止の水  
銀含有基準・開始時期  
(深掘り、前倒し含む)  
③新法に基づき環境アセ  
スメントが求められる新  
用途製品の定義（既存用

途製品の網羅的洗い出  
し）とその評価方法④廢  
棄時の適正分別・回収に  
資する水銀使用製品のリ  
スト化⑤情報提供の方法  
(情報提供方法に関する  
ガイドライン・ガイド  
ン)⑥試買調査の方法  
(対象製品の選定方法、  
調査項目等)⑦水銀等の  
暫定的保管に係る技術指  
針等の内容とその報告方  
法⑧水銀含有再生資源の  
対象範囲（水銀含有基準  
等）とその管理に係る技  
術指針の内容およびそ  
の管理状況の報告内容—

同様に、環境省は廃棄  
物処理法の政省令等の整  
備も新法の作業と並行し  
て進める。具体的には、  
廃金属水銀に関して、特  
定管理産業廃棄物として  
規制対象に追加し、条約  
上の義務を担保する。  
このほか中環審循環社  
会部会の答申では、「水  
銀汚染物」について水銀  
含有産業廃棄物に指定し  
て適正処理を担保する方

固める。すでに関連事業  
者からのヒアリングを終  
了、これから案の取りま  
とめに入る。その決定  
後、中央環境審議会と産  
業構造審議会の合同会議  
に諮った上で意見募集  
し、8月中にもまとめ  
る。残りの課題も来春を  
目標にまとめる方針だ。

なお、同法に基づいて  
策定される「実施計画」  
は別に両審議会の合同会  
議で検討する。

針を明示。「水銀添加廢  
製品」については、「水  
銀含有産業廃棄物に指定  
し適正処理を担保する」  
飛散や破損防止対策措置  
等の徹底を図る▽市町村  
等による分別回収の拡  
大・促進▽関係機関の協  
力を得た回収方法の構築  
(家庭・医療機関等の退  
職品対策など)――など

の対策措置をまとめてお  
り、別途検討を進める考  
えだ。併せて「国も関与  
した保管・中間処理・処  
分までの全体の処理体制  
や長期監視の仕組み」の  
検討も進める。

このほか、非鉄精錬、  
セメント製造施設、廃棄  
物焼却施設など規制対象  
5施設に義務付けられる  
大気中への排出規制に関  
しても、条約発効2年後  
などができるだけ早い段階  
の規制開始を目指して、  
排出実態や技術調査等の